

平成30年度 東京都私立高等学校等

## 授業料軽減助成金のお知らせ

## 1 授業料軽減助成金について

私立高等学校等に在学している生徒の保護者の皆さまには、授業料負担を軽減することを目的として、返還が不要の2つの助成金制度があります。このお知らせでご案内するのは、東京都の助成制度である「**授業料軽減助成金**」です。

制度を利用するためには、**年度ごとに申請が必要ですので、対象となる方は忘れずにご申請ください。**

平成30年度から、年収目安約760万円までの世帯に対し、在学校の授業料を上限に国の「**就学支援金**」と合わせて、44万9,000円（都内私立高校平均授業料相当）まで、助成額する制度です。

この事業は、「**就学支援金**」とは別の制度ですので、それぞれ別に申請が必要（下表をご参照ください）です。

	国の助成 (返還不要)	<b>就学支援金</b>	申請書類は学校に提出してください。
○	東京都の助成 (返還不要)	<b>授業料軽減助成金</b>	このお知らせでご案内する制度です。 申請書類は(公財)東京都私学財団に郵送してください。

## 2 申請期間

平成30年6月22日(金)～平成30年7月31日(火) ※7月31日(火)消印有効

※ 期間外の申請につきましては、受付できません。

## 3 スケジュール

- 6月中旬～ 申請書を学校又は私学財団ホームページから入手
- 6月下旬～ 住民票等の必要書類の入手
- 6月22日～7月31日 申請手続き ※詳しくは下記4「申請の方法」をご参照ください。  
～財団での審査・学校での在籍等の確認～
- 12月下旬 結果の通知、申請者口座への振込  
※私立通信制高等学校（都認可）の**授業料軽減助成金**については、**10月頃の申請**となります。

## 4 申請の方法

- 申請書とその他必要な書類をご準備ください。
- 「角2(A4)サイズ」の封筒に必要書類を折らずに入れ、下記の「宛名ラベル」を切り取り、封筒に貼ってください。
- 兄弟姉妹で申請の場合は、それぞれ必要書類をご用意いただき、「2名分申請」と封筒に記載してください。
- 郵便局の窓口で「**特定記録郵便**」でお出しください。「**特定記録郵便**」の郵送状況は日本郵便(株)のホームページで確認できます。

※ご提出いただいた書類は審査結果に関わらず返却いたしません。控えが必要な方はコピーをおとりください。

(キリトリ線)

チェック欄 ※提出前にご確認ください。

〒162-8799

牛込郵便局留

(公財)東京都私学財団

2階 行

- 授業料軽減助成金 交付申請書⑤ (全世帯)
- 所得状況のいずれかにチェックをしましたか？
- 証明書提出のいずれかにチェックをしましたか？
- 振込先口座の名義人は申請者本人のものでしょうか？
- 住民票 (コピー可)
- 世帯全員の記載がありますか？
- 続柄の記載がありますか？
- 所得及び扶養状況等を証明する書類
- A: 生活保護を受給している世帯
- 『生活保護受給証明書』
- 生徒及び申請者(保護者)が生活保護の対象と記載がありますか？
- B: 住民税が「非課税・均等割」の世帯及び課税の世帯
- 平成30年度住民税課税・非課税証明書(コピー可)
- 生徒の扶養の記載があるものですか？

## 5 対象となる申請者の要件と軽減額

対象となる申請者の要件は、生徒の保護者等で下記の(1)～(3)のすべての要件に該当する方です。

- (1) 保護者(申請者)と生徒が、平成30年5月1日以前から申請時まで引き続き東京都内に居住  
 ※ 生徒が、学校の指定する寮などに入り、都内から都外に移り住んだ場合は助成の対象となります。
- (2) 平成30年7月1日現在※1、下記の①～⑤のいずれかの私立学校及び課程に在学する生徒の保護者  
 ① 私立高等学校(全日制課程、定時制課程) ② 私立中等教育学校後期課程  
 ③ 私立特別支援学校の高等部 ④ 私立高等専門学校(1～3年)  
 ⑤ 私立専修学校高等課程(1年6カ月制の場合は平成29年10月入学者及び平成30年4月入学者の保護者)  
 ※ 私立通信制高等学校(都認可※下記対象校)の「授業料軽減助成金」については、10月頃の申請となります。(専用の申請書等が別途配付されます。)  
 (対象校: NHK学園高等学校、大原学園高等学校、科学技術学園高等学校、北豊島高等学校、聖パウロ学園高等学校、東海大学付属望星高等学校、日出高等学校、立志会高等学校)
- (3) 次の対象世帯区分A～Eのいずれかに該当する方※2

対象世帯区分※3		軽減額(年額)
A	生活保護受給世帯	152,000円
B	平成30年度の住民税(年税)額が『非課税』又は『均等割のみ』の世帯均等割のみの世帯とは住民税の「均等割(区市町村民税3,500円+都民税1,500円=年税額5,000円)のみ課税され、所得割額が0円(非課税)の世帯です。	152,000円
C	平成30年度の住民税のうち、『区市町村民税』・『都道府県民税』の所得割額の合計額が年額85,500円未満の世帯	211,400円
D	平成30年度の住民税のうち、『区市町村民税』・『都道府県民税』の所得割額の合計額が年額257,500円未満の世帯	270,800円
E	平成30年度の住民税(年税)額が一定基準以下の世帯※4	330,200円

※1 平成30年7月2日以降に入学した場合は、申請日現在です。

※2 授業料軽減助成金の軽減額(年額)は、就学支援金との合計額が44万9千円の範囲内で、保護者が実際に負担する授業料が上限になるため、表記の軽減額(年額)より減額となる場合があります。

※3 対象世帯の審査は、申請者とその配偶者の「課税証明書」に記載された住民税の金額で行います。

※4 詳しくは、下記⑥対象世帯区分Eの「基準税額表」をご参照ください。

## 6 対象世帯区分Eの「基準税額表」

平成30年度の住民税額【区市町村民税額と都道府県民税額の合計額(年税額)】が、下記に定める世帯人数に対応した基準税額以下の世帯であれば、⑤(3)の「E 住民税(年税)額が一定基準以下の世帯」に該当します。世帯人数は、申請者及びその配偶者と、それぞれの税法上の扶養人数(住民税課税・非課税証明書に記載された人数)の合計人数となります。

I. 申請者(保護者)1人のみ所得がある世帯 に該当する方⇒ひとり親家庭又は配偶者の収入(パート等)が、【配偶者控除】の範囲内の所得の世帯です。

II. 申請者(保護者)とその配偶者が共に所得がある世帯 に該当する方⇒【配偶者控除】を受けていない世帯又は配偶者に収入があり、【配偶者特別控除】を受けている世帯です。

I. 申請者(保護者)1人のみ所得がある世帯(【配偶者控除】の適用がある世帯を含む)					
世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人
住民税額	263,200円	331,800円	428,100円	528,000円	539,000円
世帯人数	7人	8人以上			
住民税額	590,800円	590,800円に世帯人数1人増すごとに51,800円を加えた額			

II. 申請者(保護者)とその配偶者が共に所得がある世帯(【配偶者控除】の適用がない世帯)					
世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人
住民税額	442,300円	510,900円	607,200円	707,100円	718,100円
世帯人数	7人	8人以上			
住民税額	769,900円	769,900円に世帯人数1人増すごとに51,800円を加えた額			

### 世帯人数の数え方

世帯人数とは、「申請者とその税法上扶養する人数」と「配偶者とその税法上扶養する人数」の合計人数(住民税課税・非課税証明書に記載された扶養人数)となります。

申請前に扶養人数の確認をしてください。扶養の申告漏れがある方は、修正申告後に申請してください。

なお、扶養人数は住民票に記載された人数と一致するとは限りません。

- 同居している祖父母等……………住民票が別になっている場合でも、税法上で扶養関係があれば世帯人数に含めます。祖父母等の「住民票」、「課税証明書等」の提出は不要です。
- 一人暮らしの兄弟姉妹……………生徒の兄(姉)が大学生で下宿等により住民票が別になっている場合でも、税法上で扶養関係があれば世帯人数に含めます。兄弟姉妹の「住民票」の提出は不要です。
- 今年4月に就職した兄弟姉妹…今年1月1日以降の扶養関係に異動があったとしても、昨年扶養に入っていた場合には税法上の扶養人数に入っているため、世帯人数に含むこととなります。兄弟姉妹の「住民票」の提出は不要です。

## 7 申請に必要な書類一覧

必要な書類	対象世帯区分	発行機関
① 平成30年度私立高等学校等 授業料軽減助成金 交付申請書 ㊟	全世帯	申請者記入
② 住民票 (コピー可) <ul style="list-style-type: none"> <li>世帯全員の記載があるもの</li> <li>続柄の記載があるもの</li> <li>平成30年5月1日以降の発行、申請日前3カ月以内の発行のもの</li> <li>マイナンバー (個人番号) の記載がないもの</li> </ul>	全世帯	区市町村役所(場)
所得及び扶養状況等を証明する書類 (下記のいずれか)		
③ 生活保護受給証明書 (コピー可) <ul style="list-style-type: none"> <li>生徒及び申請者 (保護者) が生活保護の対象となっている旨の記載があるもの</li> <li>平成30年5月1日以降発行、申請日前3カ月以内の発行のもの</li> </ul>	生活保護を受給している方	福祉事務所
④ 平成30年度住民税課税・非課税証明書 (コピー可) <ul style="list-style-type: none"> <li>生徒の扶養の記載があるもの</li> <li>扶養人数 (内訳) の記載があるもの</li> <li>申請日前3カ月以内の発行のもの</li> <li>申請者及びその配偶者のもの</li> </ul> <p>※扶養の申告漏れがある場合は、修正申告後に提出してください。</p> <p>※「源泉徴収票」「特別徴収税額通知書」「納税通知書」では受付できません。</p> <p>※海外に赴任しており「住民税課税・非課税証明書」が入手できない場合は、勤務先発行の給与の支払証明書が必要となります。個別の事情により申請の可否や必要書類が異なりますので、詳しくは、4ページの⑨「問合せ先」へご相談ください。</p> <p>※平成30年1月1日以降に扶養の変更があり扶養人数が記載されない場合は、「ひとり親家庭の医療証」又は「児童扶養手当受給証明書」の写しを添付してください。</p>	生活保護を受給していない方	区市町村役所(場)
<p><b>配偶者の『住民税課税・非課税証明書』について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請者が[配偶者控除]を受けており、配偶者に住民税が課税されていないことが確認できる場合は、配偶者の証明書は不要です。</li> <li>[配偶者特別控除]の適用を受けている場合は、配偶者の証明書も必要です。</li> <li>[配偶者控除]の適用が無い場合は、配偶者の証明書も必要です。</li> <li>申請者が自営業で、その配偶者が[事業専従者]の場合は、配偶者の証明書も必要です。</li> </ul> <p>※学校が都内の場合 (「就学支援金認定番号」の左から3～5番目の数字が013と並ぶ方)、在学校へ「高等学校等就学支援金」の申請をされた方は、授業料軽減助成金を申請する際に、「平成30年度住民税課税・非課税証明書」の添付を省略することができます。証明書の添付を省略されたい方は、受給申請書の「就学支援金」の欄を必ずご記入ください。ただし、状況によっては書類を追加していただく場合があります。</p>		

## 8 Q & A ～注意事項～

### 1. 申請について

Q1. 昨年度に申請をした場合、今年度の申請は必要ですか。

A. 必要です。必ず学年 (年度) ごとに申請してください。申請は年度に1回のみで、在学中の助成回数は正規の修業年限の範囲内となります。ただし、学年をさかのぼっての申請はできませんので、ご注意ください。

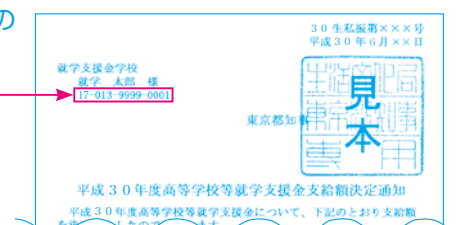
Q2. この制度は「就学支援金」や学校の授業料減免制度と併用できますか。

A. 併用できます。ただし、「授業料軽減助成金」は、「就学支援金」との支給総額は44万9千円の範囲内で、保護者が負担する授業料が軽減額の上限になります。学校の制度等で授業料が全額免除されている場合は、対象となりません。なお、「東京都育英資金」や、他の奨学金等の貸付けを受けていても対象となります。

Q3. 申請書に記載する「就学支援金認定番号」は何を見ればわかりますか。(都内の学校に通われている方のみ)

A. 6月中旬に学校から配布される「高等学校等就学支援金支給額決定通知」のうち、左上部のお名前の下にある13ケタの番号をご覧ください。

※1年生は学校から配布される認定番号 (仮) をご記入ください。  
 ※認定番号がおわかりにならない場合は記入不要ですが、申請のあり・なしにチェックを入れてください。



- Q4. 保護者（申請者）は都内に居住しており、生徒が都外に居住（寮など）しています。申請できますか。
- A. 学校が指定する寮などに入っている場合は申請できます。ただし、学校の証明書が必要になります。証明書は専用用紙がありますので、財団ホームページからご入手ください。
- Q5. 生徒が高等学校を卒業後、専修学校高等課程に入学しました。申請できますか。
- A. 申請できます。
- Q6. 授業料の支払いが遅れていますが、「授業料軽減助成金」は受けられますか。
- A. 受けることができますが、納付済みの授業料が軽減額の上限となります。ただし、都内に所在する学校では、保護者負担額を上限とし、納付済み分を保護者の口座に振り込み、未納分を授業料に充当する場合があります。
- Q7. 授業料の支払いが遅れていた（全額未納のため、助成を受けることができなかった）ため、「授業料軽減助成金」の一部のみ助成を受けました。その後、残りの授業料を支払った場合に差額は申請できますか。
- A. 申請出来ず。特別申請（Q16参照）の時点で、2ページの⑤「対象となる申請者の要件」を満たしていれば申請することができます。ただし、特別申請時までには授業料を納付していることが必要になります。
- Q8. 都外に転居の予定がありますが、申請できますか。
- A. 平成30年5月1日以前から申請時まで引き続き都内に居住していれば対象となります。

## 2. 申請者について

- Q9. 生徒の両親以外が生徒を扶養している場合は申請できますか。
- A. 税法上、生徒を扶養している方がご申請ください。詳しくは、下記⑨「問合せ先」へご相談ください。
- Q10. 事情により、生徒を「課税証明書」の扶養に入れることができません。その場合は申請できますか。
- A. 下記⑨「問合せ先」へご相談ください。
- Q11. ひとり親家庭です。申請できますか。
- A. 申請することができます。必要書類等ご不明な点につきましては、下記⑨「問合せ先」へご相談ください。
- Q12. 平成30年1月1日以降にひとり親になったため、「課税証明書」に生徒の扶養が載りません、申請できますか。
- A. 申請できます。平成30年1月1日以降に扶養の変更があり扶養人数が記載されない場合は、「ひとり親家庭の医療証」又は「児童扶養手当受給証明書」の写しを添付してください。
- Q13. 保護者がいません（成人している場合等）。本人が申請できますか。
- A. 生徒が、他の人（配偶者等）の収入により生計を維持している場合はその人（配偶者等）が申請してください。生徒本人のみで本人の生計を維持していることが確認できるなど、一定の条件に該当する場合は、生徒本人が申請者となることができます。詳しくは、下記⑨「問合せ先」へご相談ください。
- Q14. 保護者が単身赴任（海外含む）のため都内にいない場合は申請できますか。
- A. 申請者が、都内居住の保護者であれば申請できます。また、単身赴任者の「課税証明書」も必要となります。
- Q15. 保護者が海外に赴任しており、「住民税課税・非課税証明書」が入手できません。申請できますか。
- A. 申請できますが、勤務先発行の「給与支払証明書」が必要となります。個別の事情により申請の可否や必要書類が異なりますので、詳しくは、下記⑨「問合せ先」へご相談ください。

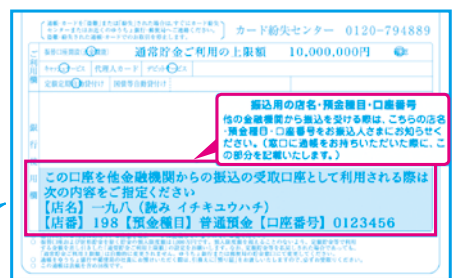
## 3. 住民税額等が減額になった場合について

- Q16. 夏の申請期間が終了した後に住民税額が減額変更になり、申請要件を満たすことになったのですが、申請することはできますか。
- A. 特別申請に期間中に申請できます。平成31年1月上旬に特別申請期間を設けて申請を受け付ける予定です。特別申請は申請時点において、2ページの⑤「対象となる申請者の要件」に該当される方が対象となります。日程などの詳細については、11月中旬以降に下記⑨「問合せ先」へお問い合わせいただくか、財団のホームページをご覧ください。

## 4. 振込先口座について

- Q17. 振込先口座は配偶者や生徒の名義の口座でも振り込まれますか。
- A. 振り込みできません。振込先口座は、必ず申請者名義（個人）の口座を記入してください。
- Q18. ゆうちょ銀行の店名・口座番号はどうやって確認できますか。
- A. ゆうちょ銀行の窓口に通帳を提示し印字をすると、振込用の店名・口座番号が印字されます。通帳に最初から記載されている「記号」「番号」ではありません。

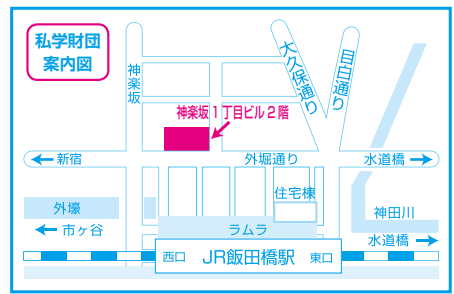
ゆうちょ銀行の店名・口座番号の通帳記載例  
 【店名】一九八 【店番号】198 【口座番号】0123456



## 9 問合せ先

東京都私学就学支援金センター 授業料軽減担当  
 ☎ (03) 5206-7925  
 (土・日・祝日・年末年始を除く 9:15 ~ 17:00)

東京都私学財団  <http://www.shigaku-tokyo.or.jp>



※ご提出いただいた個人情報は、在学する学校法人、(公財)東京都私学財団及び東京都が共有します。個人情報の取り扱いについては、別紙<申請書記入例>裏面をご参照ください。

公益財団法人東京都私学財団 授業料軽減担当  
 東京都新宿区神楽坂1-1-15 神楽坂1丁目ビル2階